ようこそ

毎月1回1日発行　2025年4月1日　発行第12巻第4号　北インド版

YOKOSO
04
2025 APR VOL. 123
無料

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで！

パンフレットはこちら

+91-95991-98950
お問い合わせください
enquiry@expatria.in

ems
Business Redefined

BUV

COMPLETE Solutions
Service Apartment Pvt Ltd

#springintoeaster

Happy EASTER

FORMULA GROUP
Mobility Managed.®

一つの窓口から全ての希望を モビリティのフォーミュラグループ

お住まい＆
商業スペース探し

ドライバー付き
レンタカー

FRRO/FRO全般
お手続きサポート

リロケーション
サービス

コーポレート
ハウジング

www.formulaindia.co.jp

KrayMan®
Demystifying Complexities

KrayMan Consultants LLP
India Entry, Accounting, Tax, Regulatory, Audit, Legal

マナン・アガルウル
(Manan Agarwal)
manan.agarwal@krayman.com

菅原久子
hisako.sugawara@krayman.com

ラジニッシュ クマール
(Rajnish Kumar)
rajnish.kumar@krayman.com

松田博司
日本国公認会計士
hiroshi.matsuda@krayman.com

2025年所得税法案：インドの税法の簡素化

2025年の所得税法案は、現行の所得税法（1961年）を置き換えるために議会に提出され、2026年4月1日から施行される予定です。この新しい法案は、税法の簡素化と明確化を目的としたさまざまな変更を導入します。

主な変更点と改善点

1. 構造的な変更

- この法案は、現行の1961年の所得税法よりも50％短縮されました。
- 条文数は800以上から536に削減されました。
- 章数は47章から23章に削減されました
- 配当課税や福利厚生税（フリンジベネフィット税）に関連する規定は削除されました。
- TDS（源泉徴収税）および推定税制に関する規定は、表形式に統合されました。

2. 用語と表現の改善

- 「評価年」（assessment year）という用語が「課税年」（tax year）に置き換えられました。
- 「 notwithstanding 」という用語が、より明確さを期すために「irrespective」に置き換えられました。
- 長い規定が、読みやすさを向上させるために簡潔な条文に書き直されました。

3. 税制と保持される規定

- この法案は、個人納税者に対して旧税制を維持しています。
- 税率、事業利益の計算方法、資本利得に関する主要な規定は、ほぼそのまま維持されています。
- 2025年の財務法案によって提案されたいくつかの事項が組み込まれていますが、税制中立なオフショアファンドの移転に関する日付延長は含まれておらず、その期限は引き続き2025年3月31日となっています。

4. 新しい定義と規定

- この法案は、各章ごとに特定の定義を導入し、明確さを高めています。
- いくつかの規定については、新たなルールが定められる必要があり、これらは別途発表される予定です。

5. 読みやすさの向上

- 「説明」（Explanations）や「但し書き」（provisos）は、細分化されてサブセクションとして整理されています。
- 法案内で異なるスケジュールや表への参照が依然として一部複雑さを残す可能性があります。

6. 国際課税および非居住者に関連する主要な変更点

- 「インドでの事業関係」の定義が、今や「インドで行われる事業」にも含まれるようになり、インドディアの事業活動に直接関連する所得のみが課税対象となります。
- 間接的な移転に関して、法案は「インドの資産の移転から得られる所得」または「インドの資産を通じて得られる所得」が課税対象であることを明確にしました。
- 輸出インセンティブは、「その他の輸出インセンティブ」を含むように拡大され、曖昧さが減少しました。
- 非居住者課税規定は一つのセクションに統合され、損失や控除をみなし利益と相殺することが禁止されました。
- インドの電子機器製造業務にサービスを提供する非居住者は、税務監査要件を遵守しなければならなくなりました。

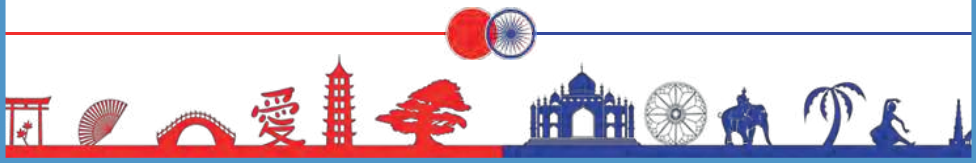

- 航運または航空運航を行う非居住者は、所定の帳簿を保持し監査を受ける場合、推定課税を適用しないことを選択できます。
- インドの未上場株式から得られる長期キャピタルゲインに対して、12.5%の税率が課され、さらに外国為替の変動による利益が考慮されます。
- 未申告の仮想デジタル資産（VDA）は「指定資産」として分類され、78%の税率が適用されます。
- 二重課税回避協定（DTAAs）の未定義の用語について、法案はインドの税法または他の中央政府の法令を参照することを許可し、明確化を図ります。
- 移転価格の変更は、単一のアームズレングス価格が決定された場合でも、±3%の許容範囲が適用されることを明確にしました。
- 事前価格設定合意（APA）の枠組みには、手続き完了のための定められた期間が設けられました。

結論

2025年の所得税法案は、インドの税制を近代化し、簡素化することを目的としています。冗長性を減らし、言語を簡潔にする一方で、既存の所得税法（1961年）への言及に関する一部の複雑さは、依然として慎重な解釈を必要とする場合があります。
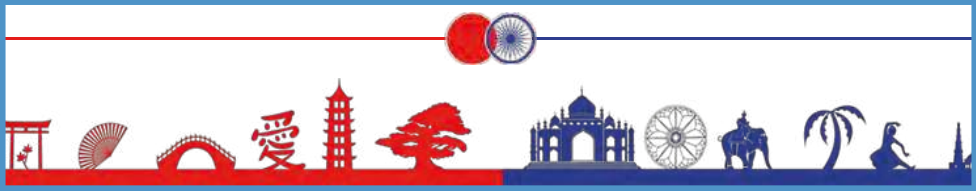
クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士（CPA）、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。